

# 畑作物の直接支払交付金の数量単価の改正について

# ◎ 経営所得安定対策等の概要(平成26年度概算決定)

## 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

(2,093億円)【水田・畑地共通】

### 【販売農家又は集落営農が対象】

◇ 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆等)について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

### 【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/t
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg

注1:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

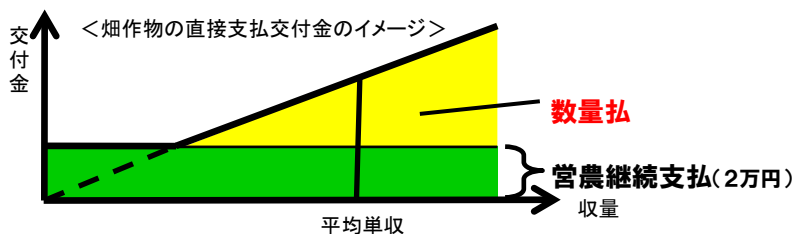
注2:てん菜の基準糖度は、16.3度

注3:でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.5%

### 【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)



## 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)

(751億円)

【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入が減少した場合に標準的収入額との差額を下回った場合に、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

## 直接支払推進事業等

(103億円)

- ◇ 【推進補助金等】(92億円) 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等
- ◇ 【再生利用交付金】(10億円) 畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を交付(26年度限り)

## 水田活用の直接支払交付金

(2,770億円)

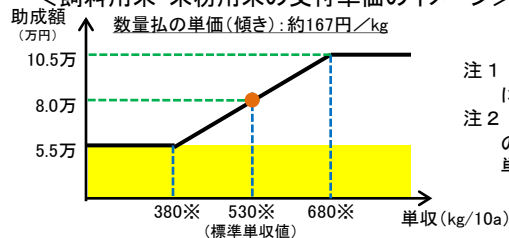
### 【販売農家又は集落営農が対象】

### 【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a

注:そば・なたねは、産地交付金からの交付に変更

### ＜飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ＞



- 注1:数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
- 注2:※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、当該地域に応じた単収(配分単収)を適用

### 【二毛作助成】 1.5万円/10a

### 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

### 【産地交付金】

◇ 地域が策定する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援。

## 米の直接支払交付金

(806億円)

7,500円/10a

【米の生産数量目標を守った販売農家又は集落営農が対象】

◇ 激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円/10aに削減した上で、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

## 米価変動補填交付金

(200億円(25年産))

【25年度に米の直接支払交付金の交付を受けた者が対象】

25年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

◇ 26年産から廃止

# 畑作物の直接支払交付金の交付単価の積算根拠等

○ 標準的な生産費と標準的な販売価格との差額を交付することを基本として、次の算定式により算定。

$$\boxed{\text{数量払単価}} = \frac{\boxed{\text{10a当たり生産費(H22～H24年産の3年平均)}}}{\boxed{\text{単収(H24年産の平均単収(H17～23年産の7中5平均))}}} - \boxed{\text{販売価格(H20～H24年産の5中3平均)}}$$

※ 10a当たり生産費及び販売価格については、消費税の税率引き上げ分を加算。

## ① 小麦

①10a当たり生産費(全算入生産費・22～24年産・3年平均)	(円/10a)	60,923
②単収(24年産平均単収(17～23年産・7中5平均))	(kg/10a)	378
③60kg当たり生産費(①/②)	(円/60kg)	9,670
④60kg当たり販売価格(20～24年産・5中3平均)	〃	3,350
⑤数量払の交付単価(③－④)	〃	6,320

## ② 二条大麦

①10a当たり生産費(全算入生産費・22～24年産・3年平均)	(円/10a)	49,738
②単収(24年産平均単収(17～23年産・7中5平均))	(kg/10a)	341
③50kg当たり生産費(①/②)	(円/50kg)	7,293
④50kg当たり販売価格(20～24年産・5中3平均)	〃	2,163
⑤数量払の交付単価(③－④)	〃	5,130

※ 生産費については、ビール麦用途に係るコスト要因を除いて算定。

### ③ 六条大麦

①10a当たり生産費(全算入生産費・22～24年産・3年平均)	(円/10a)	46,149
②単収(24年産平均単収(17～23年産・7中5平均))	(kg/10a)	289
③50kg当たり生産費(①/②)	(円/50kg)	7,984
④50kg当たり販売価格(20～24年産・5中3平均)	〃	2,499
⑤数量払の交付単価(③-④)	〃	5,490

### ④ はだか麦

①10a当たり生産費(全算入生産費・22～24年産・3年平均)	(円/10a)	51,908
②単収(24年産平均単収(17～23年産・7中5平均))	(kg/10a)	290
③60kg当たり生産費(①/②)	(円/60kg)	10,740
④60kg当たり販売価格(20～24年産・5中3平均)	〃	3,357
⑤数量払の交付単価(③-④)	〃	7,380

### ⑤ 大豆

①10a当たり生産費(全算入生産費・22～24年産・3年平均)	(円/10a)	64,012
②単収(17～23年産・7中5平均・生産費調査結果)	(kg/10a)	196
③60kg当たり生産費(①/②)	(円/60kg)	19,596
④60kg当たり販売価格(20～24年産・5中3平均)	〃	7,939
⑤数量払の交付単価(③-④)	〃	11,660

※ 単収については、捨て作り等の影響を排除するため、極端な低単収農家(90kg/10a以下)のデータを除いて算定。

### ⑥ てん菜

①10a当たり生産費(全算入生産費・22～24年産・3年平均)	(円/10a)	107,035
②単収(24年産平均単収(17～23年産・7中5平均))	(kg/10a)	6,000
③1トン当たり生産費(①/②)	(円/トン)	17,839
④1トン当たり販売価格(20～24年産・5中3平均)	〃	10,584
⑤数量払の交付単価(③-④)	〃	7,260

※ 基準糖度は、16.3度。

## ⑦ でん粉原料用ばれいしょ

①10a当たり生産費(全算入生産費・22～24年産・3年平均)	(円/10a)	82,861
②単収(17～23年産・7中5平均・生産費調査結果)	(kg/10a)	4,159
③1トン当たり生産費(①/②)	(円/トン)	19,923
④1トン当たり販売価格(20～24年産・5中3平均)	〃	7,088
⑤数量払の交付単価(③－④)	〃	12,840

※ 基準でん粉含有率は、19.5%。

## (参考)見直し後と現行の交付単価一覧

区分	見直し後の平均交付単価	現行の平均交付単価
小麦	6,320円/60kg (▲ 40円)	6,360円/60kg
二条大麦	5,130円/50kg (▲ 200円)	5,330円/50kg
六条大麦	5,490円/50kg (▲ 20円)	5,510円/50kg
はだか麦	7,380円/60kg (▲ 240円)	7,620円/60kg
大豆	11,660円/60kg (350円)	11,310円/60kg
てん菜	7,260円/ t (850円)	6,410円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ t (1,240円)	11,600円/ t

注:( )内は、現行単価との差。

# 畑作物の直接支払交付金の品質区分別の単価

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質格差が大きいいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価を増減。(品質間格差については現行どおり。)

## 【小麦】

- ① たんぱく質含有率等が一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに加算
- ② 新たな需要開拓に向けて、収量性の劣るパン・中華麺用品種に一定の加算

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等			
	A	B	C	D
小麦	6,410円	5,910円	5,760円	5,700円

品質区分 (等級/ランク)	2等			
	A	B	C	D
小麦	5,250円	4,750円	4,600円	4,540円

〔平均単価: 6,320円〕

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A~Dランク: たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に2,550円/60kgを加算。

## 【大麦・はだか麦】

粒の白度やたんぱく質含有率等が一定以上であることが求められるため、これらを反映した検査成績ごとに加算 (円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,190円	4,770円	4,650円	4,600円	4,330円	3,910円	3,780円	3,730円
六条大麦 (50kg当たり)	5,860円	5,440円	5,310円	5,260円	4,830円	4,410円	4,290円	4,240円
はだか麦 (60kg当たり)	7,650円	7,150円	7,000円	6,910円	6,080円	5,580円	5,430円	5,350円

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A~Dランク: 白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

〔平均単価  
二条大麦: 5,130円、六条大麦: 5,490円、はだか麦: 7,380円〕

## 【大豆】

被害粒が少なく粒の揃ったものが高く取引されているため、これらを反映した検査成績ごとに加算

(円/60kg)

品質区分(等級)	1等	2等	3等
普通大豆	12,520円	11,830円	11,150円
特定加工用大豆	10,470円		

〔平均単価: 11,660円〕

等級: 被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用: 豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

### 【てん菜】

糖度が高いものほど高く取引されているため、糖度に対応して加算

(円/t)			
品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.3度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	7,260円	▲62円

[ 平均単価: 7,260円 ]

### 【でん粉原料用ばれいしょ】

でん粉含有率が高いものほど高く取引されているため、でん粉含有率に対応して加算

(円/t)			
品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.5%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	12,840円	▲64円

[ 平均単価: 12,840円 ]

## 参考 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(抄)

(生産条件に関する不利を補正するための交付金の交付)

第3条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、特定対象農産物(対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)の我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、対象農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 当該年度の前年度以前の農林水産省令で定める期間における対象農業者の特定対象農産物の期間平均生産面積(当該期間におけるその者の特定対象農産物の生産量をそれぞれ農林水産省令で定めるところにより生産面積に換算したものを基準として、農林水産省令で定めるところにより算出した面積をいう。以下同じ。)に応じて交付する交付金

二 当該年度において対象農業者が生産した特定対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別の面積当たりの単価(以下「面積単価」という。)に、その者の当該特定対象農産物の種類別の期間平均生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 面積単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して定めるものとする。

4 第一項第二号の交付金の金額は、対象農業者ごとに、特定対象農産物についての種類別及び農林水産省令で定める品質の区分(以下「品質区分」という。)別の数量当たりの単価(以下「数量単価」という。)に、その者の当該年度における当該特定対象農産物の品質区分別の生産量として農林水産省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

5 数量単価は、農林水産大臣が、対象農業者が生産した特定対象農産物の種類別の標準的な生産費、販売価格及び単位面積当たりの収穫量並びに特定対象農産物の種類別及び品質区分別の需要及び供給の動向を考慮して定めるものとする。

6 農林水産大臣は、面積単価又は数量単価(以下「面積単価等」という。)を定めるに当たっては、第一項各号の交付金の交付により特定対象農産物の生産に要する標準的な費用の額と特定対象農産物の販売による標準的な収入の額との差額の補てんを図ることを旨としなければならない。

7 農林水産大臣は、面積単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、面積単価等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。